

議案第18号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部改正について

1 提案理由

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴い、外国人の教育職員免許状の出願に係る書類の変更を行うとともに、教育職員免許状の出願書類を実態に即して改正するため

2 根拠法令

教育職員免許法

3 改正内容

- (1) 外国人の教育職員免許状の出願書類を変更する。
- (2) 教育職員免許状の出願書類を追加する。

概要は2頁のとおり

4 改正案

3頁～10頁のとおり

5 施行年月日

公布の日

改正の概要

1 外国人の教育職員免許状の出願書類の変更について

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴い、外国人の教育職員免許状の出願の際に提出を求めている書類を変更する。

改正案

「外国人登録原票記載事項証明書」を
「国籍等の記載のある住民票の写し」に改める。

2 教育職員免許状の出願書類の追加について

教育職員免許状の出願に際し、基礎資格を取得してから10年を経過した者については、免許状更新講習の修了が必要とされているため、その講習の修了確認のための証明書を追加する。

改正案

「免許状更新講習修了証明書及び免許状更新講習履修証明書」を追加する。

3 その他

必要な字句の訂正を行う。

4 施行年月日

公布の日（平成24年7月9日予定）

改正案

現行

（単位の修得方法）

第六条 略

2 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号又は第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の各号の表に掲げる教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位を含めて最低修得単位を修得するものとする。

（普通免許状の授与の出願）

第十一条 略

一 四 略

五 国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十

一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し（外国人に限る。以下同じ。）

六 八 略

九 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修

証明書

2 免許法施行規則第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号又は第七条第一項の表備考第四号に該当する者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、実務に関する証明書（様式第四号。第十三条第一項第四号を除き、以下同じ。）を提出しなければならない。

第十一条の二 略

一 三 略

（単位の修得方法）

第六条 略

2 免許法施行規則第十一条の表の備考
の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の各号の表に掲げる教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位を含めて最低修得単位を修得するものとする。

（普通免許状の授与の出願）

第十一条 略

一 四 略

五 外国人登録原票記載事項証明書

以下同じ。）（外国人に限る。以下同じ。）

六 八 略

2 免許法施行規則第六条第一項備考第十号若しくは第十号又は同規則第七条第一項備考第四号に該当する者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、実務に関する証明書（様式第四号。第十三条第一項第四号を除き、以下同じ。）を提出しなければならない。

第十一条の二 略

一 三 略

改正案

現行

四 国籍等の記載のある住民票の写し
 五 六 略
 七 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

四 外国人登録原票記載事項証明書
 五 六 略

(普通免許状の教育職員検定の出願)
 第十三条 略
 一 六 略

(普通免許状の教育職員検定の出願)
 第十三条 略
 一 六 略

七 国籍等の記載のある住民票の写し
 八 十 略

七 外国人登録原票記載事項証明書
 八 十 略

十一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

2 新法附則第十項の規定の適用を受ける者にあつては、前項各号に掲げる書類のうち第五号から第七号までに掲げる書類の提出を要しない。
 3 免許法別表第四の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のうち第三号から第五号まで及び第七号に掲げる書類の提出を要しない。
 4 免許法別表第五の規定の適用を受ける者のうち、単位修得を必要としない者にあつては、第一項各号に掲げる書類のうち第六号に掲げる書類にかえて、学校の修了証明書又は学士若しくは短期大学の学位を有することの証明書及び学業成績証明書を提出しなければならない。

2 新法附則第十項の規定の適用を受ける者にあつては、前項各号に掲げる書類のうち第五号から第八号までに掲げる書類の提出を要しない。
 3 免許法別表第四の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のうち第三号から第五号まで及び第八号に掲げる書類の提出を要しない。
 4 免許法別表第五の規定の適用を受ける者のうち、単位修得を必要としない者にあつては、第一項各号に掲げる書類のうち第六号及び第七号に掲げる書類にかえて、学校の修了証明書又は学士若しくは短期大学の学位を有することの証明書及び学業成績証明書を提出しなければならない。

5 略
 6 免許法施行規則第十一条第一項の表備考第三号の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類

5 略
 6 免許法施行規則第十一条の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類

改正案

のほか大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を
た修得しことの証明書を提出しなければならない。

7 第一項各号に掲げる書類のほか、免許法別表第六の二
の備考の適用を受ける者にあつては管理栄養士免許証
の写し、免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者に
あつては管理栄養士免許証の写し若しくは管理栄養士養
成施設の課程を修了したことの証明書及び管理栄養士免
許証の写し又は管理栄養士免許証の写しを提出しなけれ
ばならない。

(施行法第二条の規定による教育職員検定等)

第十五条 略

一五 略

六 国籍等の記載のある住民票の写し

七八 略

九 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修
証明書

(特別免許状の教育職員検定の出願)

第十六条の二 略

一四 略

五 国籍等の記載のある住民票の写し

六七 略

八 推薦書(別記様式第八号)

第十七条 略

一五 略

六 国籍等の記載のある住民票の写し

現行

のほか大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を
た修得しことの証明書を提出しなければならない。

7 第一項各号に掲げる書類のほか、免許法別表第六の二
備考の適用を受ける者にあつては管理栄養士免許証
の写し、免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者に
あつては管理栄養士免許証の写し若しくは管理栄養士養
成施設の課程を修了したことの証明書及び管理栄養士免
許証の写し又は管理栄養士免許証の写しを提出しなけれ
ばならない。

(施行法第二条の規定による教育職員検定等)

第十五条 略

一五 略

六 外国人登録原票記載事項証明書

七八 略

(特別免許状の教育職員検定の出願)

第十六条の二 略

一四 略

五 外国人登録原票記載事項証明書

六 略

七 推薦書(別記様式第八号の二)

第十七条 略

一五 略

六 外国人登録原票記載事項証明書

改正案

現行

(自立教科等の免許状の授与又は教育職員検定の出願)
第十八条 免許法第十七条第一項又は施行法第二条第一項

の表の第二十二号若しくは第二十三号の規定により、自立教科等の免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一 授与を受けようとする場合

イ 略

ホ 国籍等の記載のある住民票の写し

ヘ 略

ト 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

ニ 教育職員検定を受けようとする場合

イ 略

チ 国籍等の記載のある住民票の写し

リ 略

又 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

(免許状の交付出願)

第十九条 略

一 略

三 現に有する免許状の写し又は授与証明書

四 国籍等の記載ある住民票の写し

(自立教科等の免許状の授与又は教育職員検定の出願)
第十八条 免許法第十七条第二項又は施行法第二条第一項

の表の第二十二号若しくは第二十三号の規定により、自立教科等の免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一 授与を受けようとする場合

イ 略

ホ 外国人登録原票記載事項証明書

ヘ 略

ニ 教育職員検定を受けようとする場合

イ 略

チ 外国人登録原票記載事項証明書

リ 略

(免許状の交付出願)

第十九条 略

一 略

三 現に有する免許状の写し又は授与証明書

四 外国人登録原票記載事項証明書

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則（案）

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十三年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十一条の表の備考」を「第十一条第一項の表備考第三号又は第四号」に改める。

第十一条第一項第五号中「外国人登録原票記載事項証明書」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。）の記載のある住民票の写し」に改め、同項に次の一号を加える。

九 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十一条第二項中「第六条第一項備考第十号若しくは第十一号又は同規則第七条第一項備考第四号」を「第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号又は第七条第一項の表備考第四号」に改める。

第十一条の二第四号を次のように改める。

四 国籍等の記載のある住民票の写し

第十一条の二に次の一号を加える。

七 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十三条第一項第七号を次のように改める。

七 国籍等の記載のある住民票の写し

第十三条第一項に次の一号を加える。

十一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十三条第二項及び第三項中「第八号」を「第七号」に改め、同条第四項中「及び第七号」を削り、同条第六項中「第十一条」を「第十一条第一項の表備考第三号」に改め、同条第七項中「別表第六の二備考」を「別表第六の二の表備考」に改める。

第十五条第六号を次のように改める。

六 国籍等の記載のある住民票の写し

第十五条に次の一号を加える。

九 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十六条の二第五号を次のように改める。

五 国籍等の記載のある住民票の写し

第十六条の二第八号中「別記様式第八号の二」を「別記様式第八号」に改める。

第十七条第六号を次のように改める。

六 国籍等の記載のある住民票の写し

第十八条中「第十七条第二項」を「第十七条第一項」に改め、同条第一号ホを次のように改める。

ホ 国籍等の記載のある住民票の写し

第十八条第一号に次のように加える。

ト 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十八条第二号チを次のように改める。

チ 国籍等の記載のある住民票の写し

第十八条第二号に次のように加える。

又 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十九条第一項第三号中「写」を「写し」に改め、同項第四号を次のように改める。
四 国籍等の記載のある住民票の写し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号